

事業主の皆様へ

平成24年9月分から 厚生年金保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっており、「平成24年9月分(同年10月納付分)から平成25年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料率は、次のとおり変更されます。

※この保険料率の改定については、従業員の皆様にもお知らせいただきますようご協力をお願いします。

	【現行】 (平成24年8月分まで)	【変更後】 (平成24年9月分～)
一般の被保険者……………	16.412%	16.766%
坑内員・船員の被保険者…	16.944%	17.192%

厚生年金基金加入員の場合

厚生年金基金に加入する方の保険料率は、上記の一般の被保険者または坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

一般の被保険者……………	11.766%～14.366%
坑内員の被保険者……………	12.192%～14.792%

※免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

お願い

◆被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により必ず事業主から被保険者に通知しなければならないことになっています。被保険者の方々が自身の記録を確認するためにも、必ず通知していただきますようお願いいたします。



日本年金機構
Japan Pension Service

平成24年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	日額		全額	折半額	全額	折半額
				16.766%	8.383%	17.192%	8.596%
			円以上 円未満				
1	98,000	3,270	~ 101,000	16,430.68	8,215.34	16,848.16	8,424.08
2	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	17,436.64	8,718.32	17,879.68	8,939.84
3	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	18,442.60	9,221.30	18,911.20	9,455.60
4	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	19,783.88	9,891.94	20,286.56	10,143.28
5	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	21,125.16	10,562.58	21,661.92	10,830.96
6	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	22,466.44	11,233.22	23,037.28	11,518.64
7	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	23,807.72	11,903.86	24,412.64	12,206.32
8	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	25,149.00	12,574.50	25,788.00	12,894.00
9	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	26,825.60	13,412.80	27,507.20	13,753.60
10	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	28,502.20	14,251.10	29,226.40	14,613.20
11	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	30,178.80	15,089.40	30,945.60	15,472.80
12	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	31,855.40	15,927.70	32,664.80	16,332.40
13	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	33,532.00	16,766.00	34,384.00	17,192.00
14	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	36,885.20	18,442.60	37,822.40	18,911.20
15	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	40,238.40	20,119.20	41,260.80	20,630.40
16	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	43,591.60	21,795.80	44,699.20	22,349.60
17	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	46,944.80	23,472.40	48,137.60	24,068.80
18	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	50,298.00	25,149.00	51,576.00	25,788.00
19	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	53,651.20	26,825.60	55,014.40	27,507.20
20	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	57,004.40	28,502.20	58,452.80	29,226.40
21	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	60,357.60	30,178.80	61,891.20	30,945.60
22	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	63,710.80	31,855.40	65,329.60	32,664.80
23	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	68,740.60	34,370.30	70,487.20	35,243.60
24	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	73,770.40	36,885.20	75,644.80	37,822.40
25	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	78,800.20	39,400.10	80,802.40	40,401.20
26	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	83,830.00	41,915.00	85,960.00	42,980.00
27	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	88,859.80	44,429.90	91,117.60	45,558.80
28	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	93,889.60	46,944.80	96,275.20	48,137.60
29	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	98,919.40	49,459.70	101,432.80	50,716.40
30	620,000	20,670	605,000 ~	103,949.20	51,974.60	106,590.40	53,295.20

厚生年金保険料率（平成24年9月1日～平成25年8月31日 適用）

一般の被保険者等 ...16.766% （厚生年金基金加入員 ...11.766%～14.366%）

坑内員・船員の被保険者 ...17.192% （厚生年金基金加入員 ...12.192%～14.792%）

児童手当拠出金率 ...0.15%

児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合

事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。

（注） 、にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.15%）を乗じて得た額の総額となります。

全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、平成24年4月納付分から改定されておりますので、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,584.html>)

健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

平成24年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

▶健康保険料率：平成24年3月分～ 適用
 ▶介護保険料率：平成24年3月分～ 適用
 ▶厚生年金保険料率：平成24年9月分～平成25年8月分 適用
 ▶児童手当拠出金率：平成24年4月分～ 適用

(大阪府)

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
等級	月額	日額	10.06%		11.61%		16.766%※		17.192%※		
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
			円以上	円未満							
1	58,000	1,930	~	63,000	5,834.8	2,917.4	6,733.8	3,366.9			
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	6,840.8	3,420.4	7,894.8	3,947.4			
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	7,846.8	3,923.4	9,055.8	4,527.9			
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	8,852.8	4,426.4	10,216.8	5,108.4			
5(1)	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	9,858.8	4,929.4	11,377.8	5,688.9	16,430.68	8,215.34	
6(2)	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	10,462.4	5,231.2	12,074.4	6,037.2	17,436.64	8,718.32	
7(3)	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	11,066.0	5,533.0	12,771.0	6,385.5	18,442.60	9,221.30	
8(4)	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	11,870.8	5,935.4	13,699.8	6,849.9	19,783.88	9,891.94	
9(5)	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	12,675.6	6,337.8	14,628.6	7,314.3	21,125.16	10,562.58	
10(6)	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	13,480.4	6,740.2	15,557.4	7,778.7	22,466.44	11,233.22	
11(7)	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	14,285.2	7,142.6	16,486.2	8,243.1	23,807.72	11,903.86	
12(8)	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	15,090.0	7,545.0	17,415.0	8,707.5	25,149.00	12,574.50	
13(9)	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	16,096.0	8,048.0	18,576.0	9,288.0	26,825.60	13,412.80	
14(10)	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	17,102.0	8,551.0	19,737.0	9,868.5	28,502.20	14,251.10	
15(11)	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	18,108.0	9,054.0	20,898.0	10,449.0	30,178.80	15,089.40	
16(12)	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	19,114.0	9,557.0	22,059.0	11,029.5	31,855.40	15,927.70	
17(13)	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	20,120.0	10,060.0	23,220.0	11,610.0	33,532.00	16,766.00	
18(14)	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	22,132.0	11,066.0	25,542.0	12,771.0	36,885.20	18,442.60	
19(15)	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	24,144.0	12,072.0	27,864.0	13,932.0	40,238.40	20,119.20	
20(16)	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	26,156.0	13,078.0	30,186.0	15,093.0	43,591.60	21,795.80	
21(17)	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	28,168.0	14,084.0	32,508.0	16,254.0	46,944.80	23,472.40	
22(18)	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	30,180.0	15,090.0	34,830.0	17,415.0	50,298.00	25,149.00	
23(19)	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	32,192.0	16,096.0	37,152.0	18,576.0	53,651.20	26,825.60	
24(20)	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	34,204.0	17,102.0	39,474.0	19,737.0	57,004.40	28,502.20	
25(21)	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	36,216.0	18,108.0	41,796.0	20,898.0	60,357.60	30,178.80	
26(22)	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	38,228.0	19,114.0	44,118.0	22,059.0	63,710.80	31,855.40	
27(23)	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	41,246.0	20,623.0	47,601.0	23,800.5	68,740.60	34,370.30	
28(24)	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	44,264.0	22,132.0	51,084.0	25,542.0	73,770.40	36,885.20	
29(25)	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	47,282.0	23,641.0	54,567.0	27,283.5	78,800.20	39,400.10	
30(26)	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	50,300.0	25,150.0	58,050.0	29,025.0	83,830.00	41,915.00	
31(27)	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	53,318.0	26,659.0	61,533.0	30,766.5	88,859.80	44,429.90	
32(28)	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	56,336.0	28,168.0	65,016.0	32,508.0	93,889.60	46,944.80	
33(29)	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	59,354.0	29,677.0	68,499.0	34,249.5	98,919.40	49,459.70	
34(30)	620,000	20,670	605,000	~ 635,000	62,372.0	31,186.0	71,982.0	35,991.0	103,949.20	51,974.60	
35	650,000	21,670	635,000	~ 665,000	65,390.0	32,695.0	75,465.0	37,732.5			
36	680,000	22,670	665,000	~ 695,000	68,408.0	34,204.0	78,948.0	39,474.0			
37	710,000	23,670	695,000	~ 730,000	71,426.0	35,713.0	82,431.0	41,215.5			
38	750,000	25,000	730,000	~ 770,000	75,450.0	37,725.0	87,075.0	43,537.5			
39	790,000	26,330	770,000	~ 810,000	79,474.0	39,737.0	91,719.0	45,859.5			
40	830,000	27,670	810,000	~ 855,000	83,498.0	41,749.0	96,363.0	48,181.5			
41	880,000	29,330	855,000	~ 905,000	88,528.0	44,264.0	102,168.0	51,084.0			
42	930,000	31,000	905,000	~ 955,000	93,558.0	46,779.0	107,973.0	53,986.5			
43	980,000	32,670	955,000	~ 1,005,000	98,588.0	49,294.0	113,778.0	56,889.0			
44	1,030,000	34,330	1,005,000	~ 1,055,000	103,618.0	51,809.0	119,583.0	59,791.5			
45	1,090,000	36,330	1,055,000	~ 1,115,000	109,654.0	54,827.0	126,549.0	63,274.5			
46	1,150,000	38,330	1,115,000	~ 1,175,000	115,690.0	57,845.0	133,515.0	66,757.5			
47	1,210,000	40,330	1,175,000	~	121,726.0	60,863.0	140,481.0	70,240.5			

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

厚生年金基金に加入する
 ・一般の被保険者の方…11.766%~14.366%
 ・坑内員の被保険者の方…12.192%~14.792%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.06%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は年間150万円となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。